景品関係

一、株式会社松並商店に対する件

昭和五八年（排）第一号

排除命令

北海道釧路市北大通三丁目八番地

株式会社　松並商店

右代表者　代表取締役　松並甚一

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社松並商店は、一般消費者を対象に、昭和五八年一月八日及び九日の両日、「初売り　郵便局より一足早いお年玉！」と称して行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

事実

一　株式会社松並商店（以下「松並商店」という。）は、肩書地に本店を置き、同所に「松並家具センター」と称する店舗を有し、家具類の小売業を営む事業者である。

二(一)　松並商店は、一般消費者を対象に、「初売り　郵便局より一足早いお年玉！」と称し、昭和五八年一月八日及び九日の両日に、郵政省が発行する昭和五八年「お年玉つき郵便葉書」に記載された「お年玉くじびき番号」のうち、別表記載の番号が記載されたお年玉つき郵便葉書（以下「当せんはがき」という。）を前記店舗の五階売場に持参した者に対し、別表記載の景品類（提供予定数約一、一一〇点）を提供することを企画し、同企画の内容を記載したビラ約五九、〇〇〇枚を新聞販売店を通じて、昭和五八年一月七日に北海道新聞に折り込み、釧路市内における同新聞の購読者である一般消費者に配布した。

(二)　松並商店は、右企画に基づき、昭和五八年一月八日、別表記載のとおり、提供予定数を超える九、三九三点の景品類を提供した（カラーテレビについては、当せんはがきの提示と同時に発行した引換券を渡して後日配送し、電卓のうち提供予定数を超えた三三〇台については、同様に引換券を渡して後日右店舗内で引き渡した。）

なお、同社は、午後四時ごろまでに景品類の提供数が、予定数を大幅に上回ったため、その後の景品類の提供を打ち切った。

三　前記景品類の提供に係る取引の価額の算定に当たっては、通常行われる取引の価額のうち最低のものを基準とするのが相当であり、本件において、これは、ミニテーブル等の九八三円であるから、松並商店が、前記二の企画に基づいて、一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の最高額は一〇〇円である。したがって、別表記載の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、松並商店の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五八年三月二三日

公正取引委員会

委員長　高橋元

委員　野口一郎

委員　平田胤明

委員　大森誠一

別表

「お年玉つき郵便葉書」の「お年玉くじびき番号」	提供景品類（当せんはがき一枚当たり）			提供予定数	提供数
	名称	数量	価額		
末尾四桁「一九八三」	カラーテレビ（一四型）	一台	三五、〇〇〇円相当	約三〇台	一八三台
末尾三桁「九八三」	電卓（八桁）	一台	二、〇〇〇円相当	八〇台	四一〇台
末尾二桁「八三」又は「五八」	上白糖	一キログラム入り一袋	二五七円相当	二〇〇袋	八、〇〇〇袋
	メジャー鍋	一個	七六〇円相当	二〇〇個	二〇〇個
（下記景品類のうカセットケース		一個	七八〇円相当	二〇〇個	二〇〇個

ちいずれか一点）	クリスタル灰皿	一個	六五〇円相当	二〇〇個	二〇〇個
	丸缶灰皿	一個	三五〇円相当	二〇〇個	二〇〇個
	計			約一、一一〇点	九、三九三点

二、株式会社日本旅行に対する件

昭和五八年（排）第四号

排除命令

東京都港区新橋二丁目二〇番一五号

株式会社　日本旅行

右代表者　代表取締役　池田一郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社日本旅行は、一般消費者を対象に、昭和五七年一二月から昭和五八年二月までの間を出発日とする「ハワイの旅六日間」と称する旅行について行った景品類の提供が、次に掲げる各告示の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を